

**法務省発表「平成 30 年における難民認定数等について」を受けての声明
～濫用防止の名のもとに真に庇護を必要とする者の保護をないがしろにしてはな
らない～**

全国難民弁護団連絡会議
2019 年 3 月 27 日

法務省入国管理局の発表によれば、2018 年、難民認定申請者数が前年度の 19,629 人から 10,493 人におよそ半減した一方で、難民認定者数は 20 人から 42 人に倍増した。しかし、処理数に占める難民認定数の比率はほぼ 0 パーセント、難民認定と人道配慮を合わせた庇護数も合計で 82 人と前年度に続き 100 人を下回っており、依然として極めて低い庇護率のままとなっている。近年、濫用防止の名のもとに真に庇護を必要とする者がますます保護され難い制度になっていることが危惧される。

1 全体的な問題

2018 年、難民認定申請者数は 10,493 人に半減した一方で、難民認定者数は 42 人に倍増している。難民認定者数が増加したこと自体は一定程度評価することができるが、人道配慮の数は 40 人にとどまっており、認定数と人道配慮を合わせた庇護数は合計で 82 人となっている。この結果、2018 年度の庇護率（認定数と不認定数の和に占める庇護数の比率）は、UNHCR 報告書において唯一名指しで日本が批判された 2017 年と同様に、1 パーセントを下回ることになった。

難民認定者の出身国別で見ると、コンゴ民主共和国 13 人、イエメン 5 人、エチオピア 5 人、アフガニスタン 4 人、中国 4 人、イラン 3 人、シリア 3 人のほか、ウガンダ、エリトリア、コロンビア、ブルンジ、無国籍者が各 1 人含まれていた。一方、トルコ出身者については、本邦で難民認定制度の運用が開始された 1982 年から難民認定者が 0 人という状況が続く結果となっている。

2 手続・運用上の問題

(1) 在留制限や就労制限による申請の抑止又は取下げの増加

前記のとおり、2018 年の難民認定申請者数は半減した一方、申請を取り下げた者の数については、2017 年の 1,612 人から 2,923 人と約 81%も増加している。

全難連は、2018 年 10 月 10 日に公表した声明¹において、同年 1 月以降に開始された「難民認定制度の運用の更なる見直し」について、在留制限や就労制限によって難民認定申請者又は申請をしようとしている者が萎縮し、収容などの不利益を避けるために申請を取り下げざるを得ない状況に直面することを危惧していた。

このような在留制限や就労制限の措置は、難民認定申請者に対する保護費の減少や、ほとんどの場合に難民認定申請から 8 か月は住民登録ができず、国民健康保険にも加入できないという状況とあいまって、難民認定申請者の生活を著しく困難なものとしている。

¹ 全国難民弁護団連絡会議「法務省発表『難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について』に対する声明（2018 年 10 月 10 日）」

また、在留制限によって収容された難民認定申請者については、2018年3月以降、収容に耐えられない病気にならない限り、仮放免がほぼ許可されないという運用のもと、長期にわたり収容された状態で申請を継続することを余儀なくされている状況に置かれている。

(2) 空港での申請の激減

法務省入国管理局は、2018年の難民認定申請者について、在留資格「技能実習」や「留学」からの申請や、非正規在留者の申請が前年に比べて50%以上減少することを指摘する一方、空港等の港湾における申請数については発表していない。

しかし、2018年前半までの統計によれば、空港等の港湾における申請はわずか12件となっており、2017年の申請が133件であったのと比べて、著しく減少している状態にある。

このような減少の原因は必ずしも明確ではないが、空港で庇護を求める意思を示したと思われる者に対し、申請をさせることなく退去した事案が複数報告されており、水際で申請が抑制されているのではないかが懸念される。

(3) 不服申立手続の機能不全

不服申立手続での難民認定数は、2018年もわずかに4人と6年連続で一桁台となっており、難民認定率はわずかに0.07パーセントにすぎず、6年連続で不認定率が99パーセントを上回る結果となっている。

不服申立手続の難民認定数は、近時、年に1件から数件の状態が続いており、難民審査参与員制度は機能不全を来していると言わざるを得ない。全難連は、2017年9月12日に「難民審査参与員の問題発言・行動に対する申入書」を公表したが、2018年においても引き続き問題のある行動が報告されている。

3 おわりに

以上のとおり、2018年においては、難民認定者数の増加にもかかわらず、真に庇護を必要としている者を犠牲にしても、濫用防止を理由に難民認定申請者の取締りを優先するという法務省入国管理局の姿勢は依然として変わっておらず、難民条約の前文で述べられているような人間の基本的な権利や自由を保護するという姿勢は、残念ながら見られなかったと言わざるを得ない。

2019年4月以降、「新たな外国人材の受入れ」の名のもと、非熟練労働者の受入れが拡大される一方、法務省入国管理局は出入国在留管理庁に改組されることになるが、このような運用が継続するようなことはあってはならない。難民条約の趣旨と目的に沿った難民認定制度の運用が強く求められている。

《問い合わせ先》

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543

Eメール：jlnt@izumibashi-law.net

URL：<http://www.jlnt.jp/>